

議案第 3 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

沖縄県立久米島高等学校	久米島町立久米島西中学校 久米島町立久米島中学校 久米島町立仲里中学校
-------------	---

を

沖縄県立久米島高等学校	久米島町立久米島西中学校 久米島町立球美中学校
-------------	----------------------------

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の概要及び必要性

平成26年4月に「久米島中学校」と「仲里中学校」が統廃合され、新しく「球美中学校」が開校されたことに伴い、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

沖縄県立高等学校管理規則別表第2（第9条の2関係）の中学校名の改正を行う。

【参考】（高等学校管理規則第9条の2）

（連携型高等学校の教育課程）

第9条の2 別表第2の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

4 添付資料 新旧対照表



新旧対照表

新	旧
別表第 2 (第 9 条の 2 関係)	別表第 2 (第 9 条の 2 関係)
沖縄県立久米島高等学校 久米島町立久米島西中学校 久米島町立球美中学校	沖縄県立久米島高等学校 久米島町立久米島西中学校 久米島町立仰里中学校